

公立病院改革プランの概要

団 体 名		大村市					
プ ラ ン の 名 称		大村市立病院の経営のあり方に関する基本方針					
策 定 日		平成 21年 3月 31日					
対 象 期 間		平成 20年度 ~ 平成 23年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	市立大村市民病院					
	所 在 地	長崎県大村市古賀島町133番地22					
	病 床 数	284床					
	診 療 科 目	18診療科目					
公立病院として今後果たすべき役割		<ul style="list-style-type: none"> ・大村地区の基幹病院として、地域において不足する分野の医療など必要な政策的医療を提供し、民間医療の補完的な機能を果たし、地域の医療水準の確保に努める。 ・二次救急医療機関として、地域における救急医療の中核を担う。 ・人間ドック等の健康管理事業に取り組み、地域住民の疾病予防に貢献する。 ・地域の保健、医療、福祉機関との連携を密にし、公立病院として必要な支援を行い、地域の医療水準の向上を図る。 					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		<p>平成20年度から、利用料金制による指定管理者制度を導入しているため病院事業会計へ直接料金収入は入ってこない。しかし、既存施設等の元利償還金及び施設改修経費等については、引き続き病院事業会計で負担する必要があるため、その費用分を一般会計から負担金として繰入れることにしている。</p> <p>また、市は政策医療交付金を指定管理者に交付し、指定管理者は指定管理者負担金を市に納付するようになっており、繰出金と合わせた市の実質負担額は、直営時の繰出金と比較しても縮減している。</p>					
項 目 / 年 度		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	【単位:百万円】
市の実質負担額 (+ -)		572	448	239	240	260	
病院事業への繰出金 (退職負担金と不良債務解消のための繰出金を除く)		572	618	353	333	324	
政策医療交付金 (指定管理者に交付 金額は変動あり)			185	181	181	160	
指定管理者負担金 (指定管理者が負担、金額は変動あり)			355	295	274	224	
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	【単位:百万円】
	1.不良債務額	1,427	0	0	0	0	
	2.単年度資金収支	17	0	0	0	0	
	3.病床利用率	62.1	70.0	70.0	70.0	70.0	
上記目標数値設定の考え方		<p>目標の設定は、まず、平成19年度末不良債務額1,427百万円を平成20年度に公立病院特例債を活用し、長期債務に振り替え、一般会計からの繰入金を財源に年次計画により償還し解消する。</p> <p>また、単年度資金収支は、病院事業会計で直接支払う必要のある経費分(元利償還金等)は、一般会計からの繰入により賄うため収支は均衡することになり、不良債務は再度発生しない。</p>					

				団体名 (病院名)	市立大村市民病院		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	文書紹介患者数	3,290	3,700	3,750	3,800	3,850	
	時間外救急患者数	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	平成20年度より指定管理者制度を導入し、社団法人地域医療振興協会に病院の管理運営を任せ、民間ならではのネットワークを活用した医師の確保や経営の効率化などによる経営改善を図る。				
		事業規模・形態の見直し	社団法人地域医療振興協会の独自のネットワークにより医師の確保を図り、診療体制を維持する。平成20年度から神経内科、救急総合診療科を新たに開設し、さらに健診科を充実させ、健康管理センターに併合し、新たに始まった特定健診に対応できるよう診療体制を整えた。				
		経費削減・抑制対策	病院の管理運営の経費は、指定管理者が直接収受した利用料金で賄うことにし、指定管理者の収支が赤字となっても市からの補填は行わない。 市から見た病院事業全体への財政負担は、経営形態見直しに際し必要となった不良債務解消及び退職手当組合への返済を加えても、公設公営時の財政負担見通しとほぼ均衡しており、指定管理者制度の導入により経営健全化が図れる。				
		収入増加・確保対策	指定管理者制度を導入し利用料金制を採用しているため、病院事業へは直接診療収入は入ってこない。				
		その他	平成19年度末の不良債務については、公立病院特例債を活用し、全額長期債に振り替え、一般会計からの繰入金を財源に償還を行い、解消を図っていく計画である。				
各年度の収支計画		様式第2号(収支計画)のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	85.10%	18年度	73.40%	19年度	62.10%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	小児科休診等の影響から、病床利用率は落ち込んできたが、平成20年度から指定管理者制度を導入し、地域医療振興協会による病院管理運営が開始され、新たに婦人科の常勤医の確保や神経内科、救急総合診療科の設置により病床利用率の回復が期待できる。また、病院敷地内に病時保育機能を持った院内保育所(H20年12月完成)を設置し、女性医師や看護師の勤務をサポートする就労環境を整え、医療従事者の安定的確保を図る。					

団体名 (病院名)	大村市(市立大村市民病院)
--------------	---------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	長崎県県央地域医療圏は、2市(大村市、諫早市)3町(東彼杵町、波佐見町、川棚町)で構成され、圏域内に公立病院が7施設存在する。大村地区において一般病床を持つ公立病院は、大村市民病院と県下全域の高度医療を担う長崎医療センターの2施設である。			
	都道府県医療計画等における今後の方向性	長崎県県央地域保健医療計画において、公立病院等の再編・ネットワーク化の予定はないが、適切な地域医療の確保と効率的な医療提供体制整備のため、圏域内での医療機関相互の機能分担と連携を更に強化していく。			
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成25年度までに検討	<内容> 指定管理者制度の導入により、新たな病院管理体制を歩み出したところであり、再編は検討していないが、社団法人地域医療振興協会のネットワークを利用した離島や山間部の医療過疎地への診療支援を推進するとともに、へき地診療に従事していた医師の再研修を行う体制を整え医師確保を図り、診療体制の充実を図る。		
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成20年度実施済	<内容> 平成20年度に経営形態見直し実施 地方公営企業法全部適用 指定管理者制度 指定管理者:社団法人地域医療振興協会		
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	市と地域医療振興協会による管理運営協議会を開催し、市立大村市民病院の運営を円滑にするとともに、市民とともに病院のあり方を議論する「運営市民会議」を立ち上げ、指定管理者による運営全般について評価・検証を行い、病院運営が円滑に行われるよう体制を整える。			
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	運営市民会議は定期的に年2回開催予定			
その他特記事項		平成19年度末の病院事業会計の不良債務は、公立病院特例債を活用し、長期債務に振り替え、一般会計からの繰入金を財源に平成27年度までに償還し、資金の不足額を解消する。その後は、利用料金制を採用した指定管理者制度を導入している為、一般会計から一定のルールに基づいた繰入金を受け入れ、収支均衡を図り、資金の不足額を発生させない。			

(別紙)

団体名 (病院名)	長崎県大村市(市立大村市民病院)
--------------	------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度									
		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	特別償還 終了年度 (27年度)
収	1. 医業収益 a	3,908	3,544	0	0	0	0	0	0	0	0
	(1) 料 金 収 入	3,735	3,354	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) そ の 他	173	190	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち他会計負担金	52	52								
	2. 医業外収益	139	1,549	344	375	363	352	299	172	166	160
	(1) 他会計負担金・補助金	117	1,516	344	375	363	352	299	172	166	160
	(2) 国(県)補助金	1	0								
	(3) そ の 他	21	33								
	経 常 収 益 (A)	4,047	5,093	344	375	363	352	299	172	166	160
	支	1. 医業費用 b	4,357	5,240	495	400	398	352	319	171	162
(1) 職 員 給 与 費 c		2,483	3,276	168	152	152	152	152	30	30	30
(2) 材 料 費		961	891								
(3) 経 費		627	701	49	22	35	35	35	35	35	35
(4) 減 価 償 却 費		265	292	268	216	201	155	122	96	87	87
(5) そ の 他		21	80	10	10	10	10	10	10	10	10
2. 医業外費用		284	279	178	102	91	84	77	70	62	55
(1) 支 払 利 息		119	121	110	102	91	84	77	70	62	55
(2) そ の 他		165	158	68							
経 常 費 用 (B)		4,641	5,519	673	502	489	436	396	241	224	217
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	-594	-426	-329	-127	-126	-84	-97	-69	-58	-57	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	1	3	3	0	238	238	238	238	238	238
	2. 特 別 損 失 (E)	27	24	20	10	5	5	5	5	5	5
	特別損益(D) - (E) (F)	-26	-21	-17	-10	233	233	233	233	233	233
純 損 益 (C) + (F)	-620	-447	-346	-137	107	149	136	164	175	176	
累 積 欠 損 金 (G)	8,058	8,505	8,851	8,988	8,881	8,732	8,596	8,432	8,257	8,081	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	789	553	30	25	20	15	10	5	5	5
	流 動 負 債 (イ)	2,199	1,980	30	25	20	15	10	5	5	5
	うち一時借入金	1,319	1,704	25	20	15	10	5	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)										
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)										
差引不良債務(オ)	1,410	1,427	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引 {(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}											
単 年 度 資 金 不 足 額 ()	261	17	0	0	0	0	0	0	0	0	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	87	92	51	75	74	81	76	71	74	74	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(D)}{a} \times 100$	36	40									
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	90	68									
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(C)}{(a)} \times 100$	64	92									
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	1,582	1,513	1,427	1,427	1,189	951	713	475	237	0	
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	40.5	42.7									
病 床 利 用 率	73.4	62.1	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。ただし、20年度については、次の算式により算出した額に公立病院特別債発行額を加算した額とすること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	長崎県大村市(市立大村市民病院)
--------------	------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	特別償還 還終了年 度(27年 度)
		(実績)	(実績)	(見込)							
収 入	1. 企業債	380		1,427							
	2. 他会計出資金										
	3. 他会計負担金	213	202	409	116	108	107	62	64	67	70
	4. 他会計借入金										
	5. 他会計補助金	206	208								
	6. 国(県)補助金										
	7. その他										
	収入計 (a)	799	410	1,836	116	108	107	62	64	67	70
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)										
	前年度許可債で当年度借入分 (c)										
純計(a) - ((b) + (c)) (A)	799	410	1,836	116	108	107	62	64	67	70	
支 出	1. 建設改良費	382									
	2. 企業債償還金	417	410	409	205	426	421	330	334	339	343
	3. 他会計長期借入金返還金										
	4. その他			1,427							
	支出計 (B)	799	410	1,836	205	426	421	330	334	339	343
差引不足額 (B) - (A) (C)	0	0	0	89	318	314	268	270	272	273	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金				89	318	314	268	270	272	273
	2. 利益剰余金処分量										
	3. 繰越工事資金										
	4. その他										
	計 (D)	0	0	0	89	318	314	268	270	272	273
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)											
実質財源不足額 (E) - (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。
3. 公立病院特別償還終了年度分まで記入すること。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	特別償還 還終了年 度
	(実績)	(実績)	(見込)							
収益的収支	(0)	(1,406,145)			(237,866)	(237,866)	(237,866)	(237,866)	(237,866)	(237,870)
	168,766	1,568,283	344,028	374,791	600,443	590,629	537,551	409,665	403,848	397,911
資本的収支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	419,295	409,837	408,503	115,722	108,091	106,589	61,672	64,369	67,186	70,127
合計	(0)	(1,406,145)	(0)	(0)	(237,866)	(237,866)	(237,866)	(237,866)	(237,866)	(237,870)
	588,061	1,978,120	752,531	490,513	708,534	697,218	599,223	474,034	471,034	468,038

(注)

- 1 ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。